

〈まずは〇×問題にチャレンジ！〉

—あなたはどう考える？ その理由は？—

	〇or×
1	本件のような遺産分割協議が成立した場合、Zさんは債務者ではなくなるので、JAはZさんに対して債務を請求できない。
2	本件においてJAが遺産分割協議を承認してXさんからYさんへの名義変更に応じた場合、JAの債権には保証や担保を失う部分が生じる。
3	本件において、Bさんの相続人は、JAが供給した餌の代金について、Xさんの死亡前にXさんに供給したものは保証債務を負うが、Xさんの死亡後にYさんに供給したものは保証債務を負わない。
4	本件の根抵当権により、今後JAがYさんに供給する餌の代金は担保される。
5	本件の根抵当権は、Cさんが死亡した時点で「確定」し、その後に発生した債権は担保しない。



正解とその理由は33頁



どのような場合ですか？
例えば、Zさんには支払能力があるがYさんにはないという場合、Yさんが債務引受してZさんに請求できなくなると、Zさんか



その分割して相続された債務を、遺産分割で「特定の相続人がすべて支払う」とするのは「特定の相続人が、他の相続人が相続した債務を引き受ける」ということです。債務者である相続人がそれを自由に決められるとなると、債権者は困る場合があるのです。



1. 債務の相続

債務者が死亡すれば債務も相続の対象となるはずですので、JAはXさんの相続人に対して債務を請求できると思うのですが、特定の相続人Yさんのみが債務を相続するという遺産分割協議が成立した場合、Zさんには請求できなくなるのでしょうか？



Yさんの依頼に応じるということは、ZさんからYさんへの免責的債務引受を承諾するという事になります。保証人や物上保証人の主債務者への求償権にも影響



2. 債務引受の保証や担保への影響

JAの事務手続が簡便になるので、Yさんの依頼に応じてJAとの各種取引や債務者の名義をXさんからYさんに変更しようかと思っていたのですが、何か問題があるでしょうか？



ですから、今回のような遺産分割協議が成立したとしても、JAがそれを承諾したのであれば、Zさんには法定相続分である二分の一の金額を請求できます。

連載

〇×問題で確認

債権管理回収の基礎固め



顧問弁護士

（JAの実務で起こる相談にいつも親身に



課長

本店の融資課長。支店を丁寧にフォローしており、問い合わせや相談を多く受ける。

JAの融資業務における課長の悩みに、顧問弁護士が答える！

官澤綜合法律事務所 所長
東北大学法科大学院 教授

弁護士 官澤 里美



1957年仙台市の農家の長男として生まれる。1983年東京大学法学部を卒業し、1986年仙台市で弁護士となる。その後、長年にわたってJAの債権回収、役員責任等の各種相談、法的手続、セミナー等を担当し、JAの健全な経営をサポートしている。現在、弁護士10名が在籍する官澤綜合法律事務所所長。2004年より東北大学法科大学院教授。

今回のお悩み

第12回 債務者等死亡時の注意点

畜産農家のXさんは、妻に先立たれていますが、長男Yさん・次男Zさんがおり、同居しているYさんとともに養豚業を行ってきていました。

当JAの、Xさんに対する債権と保証・担保の状況はつぎのとおりです。

- ・友人Aさんの連帯保証の下、豚舎建設資金1,000万円の融資。
- ・友人Bさんの連帯保証の下、極度額や期間を定めない畜産購買取引約定書を締結した餌の供給。
- ・親戚のCさんの土地に極度額2,000万円、被担保債権を消費貸借取引および売買取引、債務者をXさんおよびYさんとする根抵当権の設定。

そのXさんが最近亡くなったのですが、相続人であるYさんから、「Zと話し合った結果、『養豚業の後継者であるYがすべての財産を相続し、JAへの負債もすべてYが相続して責任をもって支払い、Zに迷惑をかけない』との遺産分割協議が成立したので、XのJAとの各種取引や、債務の名義を私（Y）に変更してほしい」との依頼がありました。

JAは、Yさんの依頼に応じて名義変更し、保証・担保とも今までのままで、Yさんと取引を継続しようと考えていたところ、つい最近になってXさんが亡くなる前にAさんもBさんも亡くなっていたことが当課の職員Hの調べでわかりました。そして、Cさんも高齢のため、債務者や保証人・物上保証人が死亡した場合に、当JAの債権や保証・担保にどのような影響があるか、XさんからYさんに名義変更しても特に問題はないのか、課内で対応についての意見がまとまらず悩んでいます。



職員H